令和7年度 市町村発達障害者支援体制サポート事業について

# 市町村サポート事業のご案内

## 市町村発達障害者支援体制サポート事業(通称:市町村サポート事業)とは



福祉・健康・保育・就労等の機関・事業所と連携し、 発達障害をもつ方への市町村の支援体制の充実を 図ることを目的としています。



#### 対象



- ·市町村行政
- ・市町村の乳幼児健診事後フォロー事業(親子教室や療育グループ等)
- ・親子通園事業所、保育施設、その他支援に関わる機関、団体

#### 支援スタッフ

当センターの職員が支援にあたります。

(職種:保健師・社会福祉士・保育士・作業療法士・理学療法士・臨床心理士・公認心理師)

### ご利用について

無料で行っております。



まずは、お電話でご相談いただき、別添「市町村サポート事業 利用申込書」をメールまたは FAX 等でお送りください。

詳細をお聞きの上、日程の調整等を行います。

どうぞお気軽にお問合せください。

【連絡先】沖縄県発達障がい者支援センター がじゅま~る

〒904-2173 沖縄市比屋根 5-2-17 (沖縄中部療育医療センター内に併設)



TEL: 098-982-2113 FAX: 098-982-2114

HP: http://www.okinawa-gajyumaru.jp/

E-mail: qajyumaru@shoni.or.jp



#### サポート内容

市町村行政の 皆様へ

A. 市町村の発達障害者支援体制整備に関する会議等への参加

市町村の発達障害者支援体制整備に関する会議等に参加し、 地域に沿った発達支援体制の充実に向け、情報提供等を行い、 一緒に考えていきます。

Q-SACCSで、僕たちの町の 支援体制が見える化できた!

【 活用例 】

① 地域診断ツール Q-SACCS

- ② 地域自立支援協議会や市町村発達支援連絡会等への参加
- ③ 専門職連携、多職種連携のコンサルテーション

[Q-SACCSとは?]





保育課・子育て支援課の 皆様へ

B. 市町村の発達支援事業所へのコンサルテーション

【 活用例 】

- ① 乳幼児健診事後教室(親子教室)へのコンサルテーション (保育内容や事業運営の整理など)
- ② 保育施設へのコンサルテーション(保育内容・環境設定・ケース検討) ※対象:認可外保育園などの施設
- ③ 療育グループ・親子通園へのコンサルテーション(保育内容・事業運営や他機関との連携)



乳幼児健診・3歳児健診後の市町村のフォローは うまくいっているかな~

何度でもご相談にのりますよ~

白治体規模で

一緒に考えていきましょう☆







C. 新サポートノートえいぶる\*活用促進に向けた支援 お子さんの情報や支援を引き継ぐ為のファイル「新サポートノートえいぶる」 活用に向けたサポート(説明会や作成補助の演習等)を行います。

【えいぶるとは?】



D. 市町村へのペアレントプログラム導入に向けた立ち上げ支援

地域の身近な支援者(保育士・保健師等)が効果的に支援できるように 設定された子育てプログラムです。

#### 【 活用例 】

- ① ペアレントプログラム立ち上げサポート
- ② 導入後、地域の支援者のフォローアップ支援(講師へのスーパーバイズや事業化展開)